

議案第 4 0 号

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 2 9 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

墨田区国民健康保険条例（昭和 3 4 年墨田区条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「以下」を「国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号。以下「法」という。）第 1 1 条第 2 項に規定する国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。以下」に改める。

第 6 条中「国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第 1 4 条の 2 中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第 2 9 条の 7 第 1 項」を「第 2 9 条の 7 第 1 項第 1 号」に、「後期高齢者支援金等賦課額（同項）」を「後期高齢者支援金等賦課額（同項第 2 号）」に、「介護納付金賦課被保険者（同項）」を「介護納付金賦課被保険者（同項第 3 号）」に、「介護納付金賦課額（同項）」を「介護納付金賦課額（同号）」に改める。

第 1 4 条の 3 各号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額の合算額

イ 法附則第 2 2 条の規定により読み替えられた法第 7 5 条の 7 第 1 項の国民健

康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第８１条の２第４項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第８１条の２第９項第２号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第７４条の規定による補助金の額

イ 法附則第２２条の規定により読み替えられた法第７５条の規定により交付を

受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 国民健康保険保険給付費等交付金（法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。エにおいて同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

第15条の4第1号中「100分の7.47」を「100分の7.32」に改め、同条第2号中「3万8,400円」を「3万9,000円」に、「初日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に、「見込数」を「数等を勘案して算定した数」に改める。

第15条の8中「54万円」を「58万円」に改める。

第15条の9各号を次のように改める。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であって、都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。）の額

第 15 条の 12 第 1 号中「100 分の 1.96」を「100 分の 2.22」に改め、同条第 2 号中「1 万 1,100 円」を「1 万 2,000 円」に、「初日」を「前年度及びその直前の 2 か年度の各年度」に、「見込数」を「数等を勘案して算定した数」に改める。

第 16 条各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。）の額

第 16 条の 4 第 2 号中「初日」を「前年度及びその直前の 2 か年度の各年度」に、「見込数」を「数等を勘案して算定した数」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「イ」を「ア」に、「54万円」を「58万円」に、「ロ」を「イ」に、「ハ」を「ウ」に改め、同条第1号イ中「2万6,880円」を「2万7,300円」に改め、同号イを同号アとし、同号ロ中「7,770円」を「8,400円」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ウとし、同条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同号イ中「1万9,200円」を「1万9,500円」に改め、同号イを同号アとし、同号ロ中「5,550円」を「6,000円」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ウとし、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改め、同号イ中「7,680円」を「7,800円」に改め、同号イを同号アとし、同号ロ中「2,220円」を「2,400円」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ウとする。

第24条第2号イを同号アとし、同号ロ中(イ)を(ア)とし、(ロ)を(イ)とし、(ハ)を(ウ)とし、(ニ)を(イ)とし、(ホ)を(オ)とし、同号ロを同号イとする。

第24条の4第2項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第14条の2、第14条の3、第15条の4、第15条の8、第15条の9、第15条の12、第16条、第16条の4及び第19条の2の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率を改定するほか、国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、低所得世帯の保険料の均等割額の減額に係る所得算定基準を改めるとともに、所要の改正をする必要がある。